

1 避難所について

(1) 指定避難所について

- ① 指定避難所の変更がなされているのはなぜか、またこの変更をどの様に広報しているのか、方法を伺う。
- ② 指定避難所として小中学校が指定されているのはなぜか、また小中学校が避難所として、収容可能人員が十分なのかを伺う。
- ③ 指定避難所が遠方の場合の避難方法並びに、車両を使用する避難をする場合、避難所に指定されている小中学校の駐車場は十分と考えているのか、見解を伺う。
- ④ 交流センターで避難所に指定されている所と指定されていない所があるのはなぜなのか、見解を伺う。

(2) 指定避難所以外の施設について

- ① 磐田市から自治会へ示された避難所運営訓練によれば、食料は緊急物資集積場所に取りに行くところがあるが、実効性を伺う。また食料配布会場となる緊急物資集積場所の駐車場は十分なのか、見解を伺う。
- ② 避難者全体の内、指定避難所と指定避難所以外の施設等に避難した人数が同数であるという調査報告もある。

指定避難所以外に避難している市民の人数や要望をどのようにして把握するのか、また要望する食料等の食数をどのように決定し、配布日時をどのように広報するのかを伺う。

- ③ 一時避難場所の避難所化をどう考えるか、見解を伺う。
- ④ 大手コンビニエンスストアとの包括協定のうち、災害時に関する内容と、現実性を伺う。

## 2 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）について

- (1) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定がなされたが、磐田市への影響を伺う。
- (2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、不動産取引において各種規制がかかり（土砂法9条・24条他）不動産価格は下がると言われる。これによって課税価格にどのような影響がでるのか見解を伺う。
- (3) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は5年後の見直しがあると聞く。市の対応を伺う。
- (4) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の住宅は、がけ地近接危険住宅移転事業の補助対象であるが、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内の住宅についてはどのような扱いになるのか、見解を伺う。

## 3 民法改正に伴う諸問題について

- (1) 今回の民法（明治29年4月27日法律第89号）の平成29年6月2日法律第44号による改正（平成32年6月1日までの政令で定める日から施行）において、債権編の改正がなされており、契約自由の原則・契約の成立など条文化や、瑕疵担保責任から契約不適合責任への変更や意思表示の効力発生時期に関する変更がなされている。この条文化や変更について市民への影響をどのように考えるか、見解を伺う。

また、貸金等債務における個人保証人の保護が新設され、錯誤による契約取消しと消費者契約法との関係が明確化されていると言われているが、この点についても市民への影響をどのように考えるか、見解を伺う。

- (2) 今回の民法改正は債権編が主であり、市民生活に影響が大きいと考える。市民相談センター及び各種市民相談の人員及び設備の充実強化について、見解を伺う。